

(整理番号 2009)

長野地方最低賃金審議会

第 3 回本審議会 議事録

開催日時 場所	令和 2 年 8 月 5 日 15 時 00 分 ~ 15 時 30 分 ホテル信濃路 3 階 飯縄		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 長野県最低賃金専門部会部会長報告について 2 長野県最低賃金の審議について 3 長野県最低賃金の改正決定について(答申) 4 令和 2 年度特定最低賃金改正決定の必要性について(諮問) 5 その他		
議 事 録			
<p>大日方賃金室長</p> <p>それでは定刻となりましたので、只今より、長野地方最低賃金審議会令和 2 年度第 3 回総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は、委員 15 名中 15 名のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により 3 分の 2 以上の出席がございますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、これからの審議につきまして、岩崎会長よろしく願いいたします。</p> <p>岩崎会長</p> <p>本日は、お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大が進み、先行きの見えない、未曾有の事態の中で議論を行い、最終的に本日の答申に至ることが出来ました。皆様のおかげです。ありがとうございました。</p> <p>さて、本日の議題は、1、長野県最低賃金専門部会部会長報告について、2、長野県最低賃金の審議について、3、長野県最低賃金の改正決定について(答</p>			

申入、4、令和2年度特定最低賃金改正決定の必要性について（諮問）、5、その他を予定しています。

それでは、本日の議事録署名人を指名します。労働者代表委員は櫻井委員、使用者代表委員は中村委員にお願いします。

さて、審議会は、長野地方最低賃金審議会運営規定第6条第1項及び公開要綱に基づき、具体的な金額を議論する審議及び採決については非公開とし、その他は、公開により率直な意見交換等に支障があるとは認められないので、公開とします。

なお、事務局で長野地方最低賃金審議会会議公開要綱第3条に基づき、本日開催の14日前に、公開の公示をしましたところ、3件の傍聴の申し込みがありました。また、報道機関の7社が取材にみえております。

それでは、議題1の「長野県最低賃金専門部会部会長報告」、議題2の「長野県最低賃金の審議」について、続けて議事に入ります。本日審議され、取りまとまりました部会長報告書は、私の手元にありますので、報告します。

事務局で「部会長報告文」を朗読願います。委員の皆さんは資料1「長野県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)」をご覧ください。

藤川賃金指導官

< 部会長報告書を朗読 >

岩崎会長

只今の報告書の内容について、何か意見、質問等ありますか。

< 特段意見等なし >

岩崎会長

それでは、意見、質問がなければ、専門部会報告の別紙1にある長野県最低賃金の改正決定内容について、採決に入りますので、傍聴者、報道関係者は一旦ご退席をお願いします。

< 傍聴者、報道関係者退室 >

岩崎会長

改正内容に賛成の方は挙手願います。

< 委員の挙手あり >

岩崎会長

賛成は、公益代表委員4人、労働者代表委員5人、使用者代表委員5人となりました。ただ今の採決について、事務局で確認願います。

大日方室長

ただ今、岩崎会長からご説明のございましたとおり、賛成は、公益代表委員 4 人、労働者代表委員 5 人、使用者代表委員 5 人、全会一致で賛成でございます。

岩崎会長

採決の結果、専門部会長報告別紙にある改正内容のとおり決定するとともに、答申することいたします。

答申に当たりまして、今回全会一致となったことにつきまして、会長として若干コメントしたいと思います。

今年の長野地方最低賃金審議会ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きの見えない経済、雇用情勢の悪化の中、審議されました。労働者側の状況をみると、もともと厳しい非正規労働者の生活水準がさらに厳しくなり、安心して生活を営むことが出来るよう最低賃金や生活水準の引上げを望む状況に変わりはありません。一方で、使用者側の状況をみると、新型コロナウイルス不況は、移動規制や営業規制などを含み幅広い業種に大きな影響を与えており、とりわけ中小零細企業の経営悪化は深刻な状況にあり、事業の継承も危ぶまれる企業が少なからず生じている状況にあります。

こうした中、長野地方最低賃金審議会は、慎重に審議を重ねて参りましたが、なかなか審議が整わない状況が続きました。しかしながら、本日午前の第 4 回の県最賃専門部会において、現行の長野県最低賃金時間額 848 円を 1 円引き上げて 849 円とすることで全会一致により採決がなされました。1 円の引上げでありまして、昨年以前の二十数円の引上げと比べると引上げ額としては僅かなものです。しかし、この困難な中、公労使が全会一致で決めたこと自体に大きな意味があり、労働者側からの思い、使用者側からの思い、様々な思いが込められたメッセージとなっているのだと思います。先行きが見えない新型コロナウイルス不況という、未曾有の事態の中、労働者代表委員も、使用者代表委員も、それぞれ一步も譲れない立場にありました。ただ、それが審議を尽くす中で、公労使代表の全会一致で 1 円引き上げることに至りました。これは、長野県内の労働者、使用者が協調、協力してコロナ不況に立ち向かう姿勢を強く示すものであります。

コロナ不況により労使双方に重大な影響があるものの、非正規労働者の生活、雇用の維持、事業の継承、地域間格差等々克服しなければならない課題について審議して参りました。労使間の対立はあったわけですが、最終的には、労使が協調して未曾有の難局に立ち向かうことこそが将来への道を開くということで一致しました。そういう意味で、僅か 1 円の引上げと見えますが、その背景には大きなメッセージが込められているということ胸に刻み付けてもらえればと思います。今後とも、労使が信頼し、それぞれの課題に向き合い発展していくことを願うものであります。

それでは、事務局で答申文（案）を作成する間、休憩といたします。

< 傍聴者・報道関係者入室 >

岩崎会長

それでは、再開いたします。答申文（案）を配付し、事務局で朗読願います。

藤川賃金指導官

< 答申文（案）を朗読 >

岩崎会長

この文案でよろしいでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

岩崎会長

よろしければ、議題3の「長野県最低賃金の改正決定について（答申）」に入ります。

それでは、これから答申することにいたします。

< 岩崎会長から中原労働局長へ答申文を手交 >

中原労働局長

只今、岩崎会長から長野県最低賃金の改正決定に係る答申をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

7月2日に諮問をさせていただいて以来、岩崎会長を始め委員の皆様方には、大変お忙しい中、また、本年はコロナ禍にあって大変難しい時期において、慎重かつ精力的な調査、審議をしていただいたことに深く敬意を表し、厚く御礼申し上げます。

いただきました答申に基づき、速やかに長野県最低賃金の改正に関する諸手続きを進めて参る所存でございます。併せて、中小企業等に対する支援につきましても、一層力を入れて取り組んで参る決意でございます。なお、今後は長野県最低賃金の改正に関する異議があった場合のご審議、そして、特定最低賃金のご審議をいただくこととなりますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

岩崎会長

それでは、長野県最低賃金に関する今後の手続きなどについて事務局から説明願います。

大日方室長

本日いただきました長野県最低賃金の改正決定に係る答申につきましては、速やかに長野県最低賃金の改正に係る諸手続きを進めてまいります。

長野県最低賃金の改正決定に係る答申内容に対する異議の申出に係る公示につきましては、本日8月5日から8月20日まで行います。仮に異議の申出がございましたら、8月21日(金)午前10時30分から第5回総会を開催の上、異議申出に関する審議を行うこととなります。その審議結果等を踏まえまして、10月1日法定発効となるよう進めて参ります。

岩崎会長

それでは、議題4の「令和2年度特定最低賃金改正決定の必要性について(諮問)」に入ります。事務局から説明願います。

大日方室長

長野県特定最低賃金の改正決定の必要性について、局長より諮問をさせていただきますが、その前に特定最低賃金の申出状況について説明させていただきます。

資料 2 をご覧ください。表紙に各申出書について表記したとおり、計量器等製造業の申出書が1から2ページ、はん用機械器具等製造業の申出書が3から4ページ、各種商品小売業の申出書が5ページ、本日の会議資料としてお配りしております。これら3業種の申出書は7月30日付けで提出されたところです。なお、印刷、製版業の特定最低賃金の申出はございませんでした。

今回の申出の定量的要件に関しましては、それぞれ適用労働者数の概ね3分の1以上の合意が得られていることが必要となりますが、いずれも満たしていることを確認しております。また、定量的要件以外に、それぞれの申出書及び添付書類を確認し、申出要件を審査いたしました結果、いずれも要件を満たしておりますので、改正決定の必要性についての諮問をさせていただくことといたしました。

只今から、局長より諮問させていただきます。長野労働局長から長野地方最低賃金審議会岩崎会長に諮問文をお渡しいたします。

< 中原労働局長から岩崎会長へ諮問文を手交 >

< 事務局で、諮問文(写)を各委員へ配布 >

岩崎会長

それでは、事務局から諮問文を朗読願います。

藤川賃金指導官

< 諮問文を朗読 >

岩崎会長

只今諮問のありました特定最低賃金（３業種）の改正の必要性については、
8月17日(月)午前10時30分からの第2回特定最低賃金検討小委員会で検討
をお願いします。

検討小委員会の結果は、8月21日(金)の午前10時30分からの第4回総会
にて、令和2年度特定最低賃金改正決定の必要性の有無について答申を行うこ
とになっていきますのでよろしくをお願いします。

議題5の「その他」に入ります。事務局で何かありますか。

大日方室長

特にございません。

岩崎会長

労働者代表委員、いかがですか。

< 特段意見等なし >

岩崎会長

使用者代表委員、いかがですか。

< 特段意見等なし >

岩崎会長

特にないようですので、本日の総会は閉会といたします。ご苦労様でした。